

相続登記に必要な各種証明書類 の保存期間と有効期限

1. 相続登記に必要な除籍謄本と戸籍の附票

現在の情報が記載された戸籍謄本ですが、これが全員除籍になった状態になると除籍謄本になり、その戸籍は閉鎖され役所で保管されます。閉鎖された戸籍は、以降内容が変わることはありません。

これまで戸籍に関する法律は度々改正され、その都度記載内容や様式が変更になりました。

その度に戸籍の書き換えが行われ、書き換える前の戸籍を改正原戸籍と呼びます。新しい戸籍に記載されなくなった貴重な情報が記載されているので相続関係一覧図を作成する上では必ず取得します。

また、戸籍と共に本籍地で作成される「戸籍の附票」という書類もあります。

戸籍の附票は、現在住民登録をしている住所、住定日などが記載されており、相続の際に目にする機会があるかもしれません。戸籍に付いている住民票のようなもので、過去に住所登録した場所の一覧表です。

《参考》 戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍の比較

戸籍謄本(抄本)	現在の戸籍の情報を記載したもの
除籍謄本(抄本)	養子縁組、婚姻、離婚、分籍、転籍、死亡などによってその戸籍から全員が抜けた状態の情報が記載されたもの
改正原戸籍	戸籍の形式を変更する法律の改正によって閉鎖された（作り直し）が行われた際、改製される前の古い戸籍のこと

2. 戸籍等の保存期間

現在の戸籍の保存期間は**150年**です。しかし、平成22年6月1日までは以下の通り、戸籍の様式によって保存期間が異なります。

- ① 明治19年式戸籍、明治31年式戸籍(明治31年式戸籍から昭和23年式戸籍に改製したものを除く)で原戸籍となったもの
★ 保存期間：80年
- ② 大正4年式戸籍で原戸籍になったもの(明治31年式戸籍から昭和23年式戸籍に改製したものを含む)
★ 保存期間：50年
- ③ 昭和23年式戸籍で原戸籍になったもの(戸籍をコンピュータ化したもの)
★ 保存期間：100年

《参考》除籍謄本の保存期間の具体例

昭和４年(1929年)に死亡し除籍となった場合、当時の法律により、平成２１年(2009年)に８０年が経過したため、戸籍は廃棄されました。

ところが、平成２２年に戸籍法が改正されたため、戸籍の保存期間はこれまでの８０年から７０年間延長され、１５０年間保存されることになったのです。

つまり、ご本人が１年後の１９３０年までご存命であったなら、戸籍は２０８０年まで保存されていたはずだったのです。

2. 戸籍の附票及び住民票除籍の保存期間

